

西周期鄭(奠)の考察

松井嘉徳

【要約】西周期鄭(奠)に関して、奠井叔・奠虢仲・奠登伯などの称谓が存在する。各々、井叔・虢仲・登伯に奠地の名を冠した称谓であり、井関係の咸井叔・豊井叔、虢関係の城虢仲もこれと同様の称谓法によるものである。このように地名を冠した称谓の存在は、内・外服諸侯である本族とは別に、これらの地にその分族が存在したことを示している。鄭(奠)には周王の直轄領である奠選が存在し、それを管理する諸官が配されるとともに、その周辺に内・外服諸侯の分族が存在するという構造を考へることができるのである。また鄭(奠)は周王の「都」とされる豊・周などの地と同様の構造を持ち、西周王朝の政治的・軍事的拠点として王「都」に比すべき地であった。西周王朝は、これらの王「都」を含む諸地を中核として王畿(内服)が形成され、更にその周辺に外服の諸侯が封建されるといふ、いわば三層の構造として理解することができるが、内・外服諸侯の分族が鄭(奠)・豊などに存在することは、各氏族の血縁関係がこの三層を結びつける機能を果たしていたことを示している。

史林 六九巻四号 一九八六年七月

序言

『漢書』地理志上京兆尹鄭渠条の班固自注に

周宣王の弟鄭桓公の邑。

とあり、臣瓚はこれに注して、

周は穆王より以下西鄭に都す、以て桓公を封するを得ざるなり。初、桓公周の司徒と為る。王室將に乱れんとす、故に史伯に謀りて帑と賄とを虢・會の間に寄す。幽王既に敗れ、二年にして會を滅ぼし、四年にして虢を滅ぼし、鄭父の丘に居る。是を以て鄭の桓公

と為る。京兆に封するの文無きなり。

という。所謂『古本竹書紀年』(以下『紀年』)に拠る注とされるが、^①漢志鄭県の地を穆王以下の「都」とし、鄭桓公始封の地はこの地ではなく、河南「鄭父之丘」であると考えるのである。これに対し顔師古は、

春秋外伝に云う、幽王既に敗れ、鄭の桓公これに死す。その子武公、平王と東遷す、と。故に左氏伝に云う、我が周の東遷、晋・鄭にこれ依る、と。また鄭の荘公云う、我が先君新たにここに邑せり、と。蓋し新鄭を道うなり。穆王以下西鄭に都するの事無し。瓚説非なり。

と、臣瓚の説を斥ける。西周期の鄭及び鄭桓公始封の地に関して両説は真向から対立しているのである。

鄭に関する議論は、更に『史記』鄭世家素隠などに引かれる『世本』

桓公は椹林に居り、捨に徙る。

や、『詩』鄭風の鄭玄詩譜

初、宣王 母弟友を宗周畿内椹林の地に封ず、これ鄭の桓公たり。今の京兆鄭県これその都なり。

にみえる椹林・捨・椹林の理解を含めて一層混乱したものになっているが、^②それに拍車をかけたのが近年の金文史料の増加・利用であったように思う。

金文史料には周知のように「王在奠」(文献史料の鄭と区別するために奠字を用いる)という銘文や奠井叔・奠虢仲という称谓がみられ、文献・金文両史料を統一的に理解することを困難なものとしていっているのである。一例を示せば、郭沫若は「王在奠」が「王在周」と同例であることから臣瓚の説を支持し、「穆王以来、西鄭に離宮別苑を設け、王は時にここに居住したのであろう」と考えた。また金文史料には奠井叔のほか椹井叔という称谓がみえ、この椹井叔の椹を『世本』『詩譜』の椹林・椹林と同一であると看做し、西鄭・椹林は井叔の旧封であると考えたのである。^③一方、陳夢家は『紀年』更にはそれに拠る臣瓚の説を評価し、「穆王から懿王までは鄭或いは鄭宮に居た」「晋文侯十二年即ち幽王が敗れて二年后(前

七六九年）に司徒桓公は鄭を滅ぼし、四年後（前七六七年）に虢を滅ぼし、鄭父の丘に居り、鄭と名づけた。後の新鄭である。「世本・詩譜の記述は桓公の始封ではなく、奠井の始封と看做すべきである」と郭説に近い見解を示すとともに、「西周中期の穆・共王期には東西に二鄭がある」として、西方の鄭は奠井・「王在奠」の奠、東方の鄭は虢奠の奠で新鄭・成泉一帯の地、という独自の見解も示しているのである。^④

このように、鄭（奠）に関する研究は多くの未解決の問題を残している。先の簡単な紹介からも窺えるように、鄭（奠）は周王の「都」であった可能性があり、更に東遷期に重要な役割りを果たす鄭・虢兩國と密接に結びついている。鄭（奠）に関する問題の解決は取りも直さず周王朝の構造・歴史そのものの理解につながっているのである。本稿は奠関係金文の分析を中心として西周期鄭（奠）の考察を行なうものであるが、今のべたようにその議論は鄭（奠）のみにとどまらず、周王朝全体にまで及ぶことになる。

① 顔師古「漢書叙例」に、

有臣瓚者、莫知氏族、考其時代、亦在晋初、又總集諸家音義、稍以己之所見、統刷其末、舉駁前說、喜引竹書、自謂甄明、非無差爽。

と云う。また王國維「古本竹書紀年輯校」に、

漢書地理志注、臣瓚曰云云、不言出何書、然其下所云鄭桓公滅鄭

居鄭事、皆出紀年、則此亦宜然。

と云う。

② 例えば、陳槃『春秋大事表列國爵姓及存滅表譌異』（中央研究院歷史語言研究所專刊之五二 一九六九年）冊一 梁 鄭の都条など。

③ 『大系』八四康鼎・九一免卣。

④ 「断代」内八七免卣。

一 奠関係金文

西周期鄭（奠）を考察するにあたって、まず奠関係金文の全貌を知る必要がある。奠関係金文については既に『大系』『通釈』にその収集が試みられているものの、網羅的なものではなく、またその後も史料の増加がみられる。ここにその一覧を改めて示すことにする。

表一 食関係金文

分類	器名 (出土地)	断代			
		大系	通釈	林	その他
I A 「王在食」	大簋*	懿王	共王	西周 II B ~ III A	(断代)共王以後 (樋口)懿孝前後
	免罍*・卣		共王		
	三年癸壺* (扶風法門)		共懿		
B 食官職	宜侯矢簋* (江蘇丹徒)	厲王	康王	西周 I B	(断代)成王 (唐) 共王 (断代)懿王 (断代)共懿
	永盃* (藍田洩湖鎮)		夷王	西周 II	
	師農鼎		懿王		
	食牧馬受簋* (陝西)				
C 食施設	免簋	懿王	共王		(断代)懿孝
	穿鼎		共王前後		
II A 食井叔	鐘*・甗	懿王	孝王	春秋 I	(通考)懿王 (樋口)西周晚期
	食井叔康			康鼎*	
	錗				
	食井叔夔父				
B 食魏仲	簋*	列国	鄭建国前	西周 III B	(通考)厲王
C 食登伯	鬲* [任城]・鼎	列国	春秋初	西周 III	(通考)西周後期
	食登叔	列国			
D 食義伯	錗*・鼎			西周 III B	(通考)西周後期
	食義羌父				
E 食懋叔資父	壺*	列国	東遷前後		
F 食姜伯	匜*	列国			(故宮)春秋
G 食羌伯	鬲*				
	食姜				(文84・6)西周中期
	食季				(考65・9)西周後期
IV 食伯食姬	食伯食姬	厲王	厲王		
	食伯			春秋 I	
V 食	食伯大鬲工	列国		春秋 I	
	食				
V 食	食伯笱父甗・鬲				
	伯笱父鼎*			春秋 I	(通考)西周後期
	食氏伯高父甗				
	食師□父鬲*				(通考)西周後期
	食□原父鼎				
	食或句父鼎	列国			
	食同魏鼎				
	食子石鼎		春秋末		
	食大内史叔上匜	列国			

- (凡例) (1) 自作器は分類Vを除き器種のみを示す。
 (2) 器名の後に附された*印は、写真或は模本によってその器影が知りうることを示す。
 (3) 出土地は()内に示し、伝承出土地は〔 〕内に示す。
 (4) 断代欄の断代・通考・故宮は本稿末の略称一覧を参照。樋口は樋口隆康「西周銅器の研究」、唐は唐蘭「永盃銘文解釈」(『文物』72・1)、文は『文物』、考は『考古』。

表一は奩関係の稱謂によって分類されている。それぞれの時代を知るために、先行の研究から主に銘文研究に重点を置いたものとして、『大系』『通釈』の断代を、型式学的研究として林巳奈夫氏の『殷周時代青銅器の研究』^①の断代を示し、それ以外の研究による断代も若干附した。収録した銘文は鑄造のものに限り、附刻銘は除外してある。また各器の著録を示すべきであるが、表が繁雑になるのでここでは省略し、本文中に引用するものに限り初出の際にその著録を示すことにする。これ以上の説明は表の凡例に譲るとして、次にこの表から理解できることを述べていきたい。

分類Ⅰは、ⅠAが「王在奩」という銘文をもつ器群である以外は、西周期鄭(奩)に関する官職及び施設をいうものである。ⅠB宜侯矢簋(録遺一六七)が西周前期のものであるのを除いて、西周中・後期に断代される器群で、西周期鄭(奩)の構造を知るうえで重要な史料である。この器群については第四・五章で分析を加えることになる。

分類Ⅱは、奩某伯(仲・叔)という稱謂をもつ器群である。ⅡA奩井叔・ⅡB奩虢仲は序言で紹介した稱謂であり、ⅡC以下もこれと同様の稱謂法によっている。ところが『大系』はⅡF奩姜伯匜(三代一七・二八)について「鄭義伯とは鄭井叔と称するのと同じで、義伯は作器者の字、おそらくは鄭の大夫であろう」と述べ、これを春秋鄭の關係器として扱い、更に続いて奩登伯・奩登叔・奩虢仲の器を著録している。^②しかし、このロジックでいうと奩井叔も鄭の大夫となってしまう、序言でみた郭氏自身の見解と矛盾してしまふ。ⅡC以下の稱謂もその稱謂法による限り、奩井叔と同様に西周期鄭(奩)の關係器と看做しうるものであり、型式学的断代も基本的にはそれに矛盾するものではない。ⅡA康鼎(三代四・二五)を除き、すべて短銘の自作器である。なお、ⅡD奩義羌父盃(三代一〇・三一)は奩義伯の關係器と考え、ここに分類した。^③

分類Ⅲは被作器者として奩字のつく人物が登場するもの。三器とも西周期に断代されるものである。

分類Ⅳは奩伯に関するもの。奩伯大嗣工簠(三代一〇・二二)に「奩伯大嗣工召叔山父作旅簠、……(奩伯の大嗣工たる召叔山父 旅簠を作る)」とあり、大嗣工という官名がみえる。^④嗣工(司空)などの上に大字を冠する官名は春秋期以後の文献にみえ、金文史料についても魯大嗣徒厚子壺(三代一〇・四八)など春秋期以後の器にみえるものである。また春秋鄭

の爵号は伯とされており、分類Ⅳは春秋鄭の關係器と看做しうるものである。型式学的断代もその判断に一致している。

分類Ⅴは奠某という称谓をもつものである。このうち奠子石鼎(三代三・二四)については、『春秋左氏伝』(以下『左伝』襄公二七(前五四六)年にみえる鄭の大夫印段と公孫段の二人が子石という字をもつことから、このいずれかの器であろうとされている^⑤)。この器を含めてすべて短銘の自作器であり、従って明確な判断を下しえないものもあるが、その称谓法からいえば春秋鄭の器群と考えてよいであろう。

以上のように表一を理解したうえで、改めて注目したいのが分類Ⅱの奠某伯(仲・叔)という称谓である。これは族(國)名―「行次」のうえに更に奠地の名を冠した称谓であり、春秋期の分類Ⅳ奠伯という称谓とは歴然とした相違を示している。奠―族(國)名―「行次」という称谓のもつ意味を理解することが、西周王朝独自の構造を明らかにする手掛りとなることを示唆するものである。また西周金文全体を通してみても、族(國)名―「行次」の上に更に地名を冠する例は序言で紹介した威井叔をはじめとして数例しか存在せず、西周王朝における奠地の特殊性・重要性を予想することができる。幸いなことに、奠井叔・奠虢仲・奠登伯・奠登叔については数多くの關係器が存在しており、我々はそれらの分析を通して奠某伯(仲・叔)という称谓のもつ意味を摸ることができる。

① 林巴奈夫『殷周時代青銅器の研究』(一九八四年)。

② 『大系』一八〇鄭義伯區・鄭登伯鬲・鄭登叔盃・一八一鄭虢仲斝。

③ 『通釈』二〇七鄭鄧伯鬲附鄭義羌父簋に「羌父はおそらく鄭義伯の名であろう」というに従った。

④ 『大系』一八一召叔山父簋に「奠曰大鬲工者言鄭伯之大司空、職上係

國、復係其國之爵、此例僅見」という。

⑤ 陳槃『春秋大事表列國爵姓及存滅表誤異』(前掲)冊一 柒、鄭の爵

系。 楊樹達『積微居金文說』一〇七頁 鄭子石鼎跋。

二 井 関 係 金 文

奠井叔を含む井関係金文については、「断代」(六)免殷条及び樋口隆康氏の「西周銅器の研究」井器考に総括的研究があり、^①

表二 井 関係金文

分類	器名 (出土地)	断代				
		大系	通系	積系	林系 その他	
I A 井伯	甗*・鐘				西周 II	(樋口)共王前後
	長由盃* (長安普渡村)			穆王	西周 II A	(樋口)穆王
	師虎簋*	共王	共王	共王	西周 II B	(樋口)厲宣
	七年趙曹鼎*	共王	共王	共王	西周 II B	(樋口)共王前後
	豆閉簋* (西安)	共王	共王	共王	西周 II B	(樋口)厲宣
	師毛父簋	共王	共王	共王		
	利鼎	共王	共王	共王		
	殺簋*					(文79・2)共王
	五祀衛鼎* (岐山董家村)			夷王	西周 II B	(唐) 共王
	永孟* (藍田洩湖鎮)			夷王	西周 II	(唐) 共王
B 鬲馬井伯	師賁簋* (武功南仁公社)			懿王	西周 III A	(文64・7)共王
	師奎父鼎*	共王	懿王	懿王	西周 III A	(樋口)共王
	走簋*	共王	懿王	懿王		
II A 井叔	免卣*・卣・簋			共王	西周 II B~III A	(樋口)懿孝前後
	弭叔簋* (藍田寺坡村)			孝王	西周 III A	(樋口)宣王
	晉鼎	孝王	孝王	孝王		
	井季魯簋*					(断代)昭穆
B 井叔叔采	鐘* (長安張家坡)					
II 夔井叔	趨卣*	孝王	共王	共王	西周 II	(樋口)中期初
IV 咸井叔	簋* (扶風齊村)					(文79・4)西周晚
V 豐井叔	尊*・卣*・鼎				西周 II B	(樋口)中期初
VI A 井季魯	簋* (分類 II A)					
B 井季魯	簋* (分類 II A)					
VII 井公	晉壺*	孝王	孝王	孝王		(樋口)厲宣
VII A 井姬	鬲					
B 井孟姬	白田父簋*				西周 III A	
	燕伯諸器* (宝鸡茹家莊)				西周 II	(文76・4)昭穆
K 井人	中生父卣* (甘肅慶陽)					(考文83・3)中葉以降
	五祀衛鼎 (分類 I A)					
X 井邦	大克鼎* (岐山法門)	厲王	夷王	夷王	西周 III B	(樋口)厲王
	井人人安鐘* (扶風齊鎮村)	宣王	夷王	夷王	西周 III	(樋口)宣王
XI 井邑	禹鼎* (岐山任家村)	厲王	夷王	夷王	西周 III B	(樋口)厲王
XII 井遄	散氏盤* (鳳翔)	厲王	孝王	孝王	西周 II	
XIII A 井(銘末)	大克鼎 (分類 K)					
	叔男父匜					(断代)懿王以後
	白章父鼎*				西周 III A	(断代)懿王以後
B 夔井(銘末)	康鼎 (表一 II A)					
C 豐井(銘末)	犀卣* (扶風齊家村)				西周 III	

(凡例) 断代欄の樋口は樋口隆康「西周銅器の研究」、唐は唐蘭「永孟銘文解釈」(『文物』72・1)、考文は『考古与文物』。

筆者も嘗て若干の見解を示したことがある。^⑤そこでの記述と重複する所もあるが、ここで改めて井関係金文を分析し、それによって考えられることを述べていきたい。まず井関係器を表示するが、表示の要領は表一と同様である。なお、夔井叔関係器は既に表一に示してあるので、この表からは除外してある。^⑥

表二により井関係の称谓とその大体の年代をみてとれるであろう。ここで表二の分類ⅠからⅥまでとⅩとを比較すると、Ⅳ威井叔とⅤ豊井叔及びⅩB夔井とⅠ豊井の称谓が他のそれと異なることがわかる。そしてこれらの称谓が今問題としてゐる夔井叔と同様のものであることも容易に理解されるであろう。このうち豊井叔簋(陝西^⑦)一三九)は一九七六年に発見されたもので、これに言及する研究はまだ少ない。従ってここではまず本器発見以前の夔井叔・威井叔に関する研究を紹介し、本器の出現が従来の説に対してどのような意味をもつものであるかを述べたい。ここで従来の説にこだわるのは、西周期鄭(夔)の地望比定にそれらが深くかわるからでもある。

郭沫若は、序言で紹介したように、『漢書』地理志の臣瓚注・『世本』・『詩譜』の記述によって夔井叔康と威井叔を同一人物とし、夔・威(林)を井叔の旧封の地とみなした。従って夔の地望については、これを漢志の京兆尹鄭県と考えていることになる。またこの夔井叔康・威井叔を表二ⅡA晋鼎(三代四・四五)にみえる井叔と同一人物であろうと考えている。^⑧一方、陳夢家も夔井叔と威井叔が同一人物である可能性を認めているが、氏はこの夔井叔康を郭氏とは異なり表二ⅡA免諸器の井叔と同一人物であろうと考えている(陳氏はすべての井叔を同一人物とは考えていない)。また夔の地望についても、従来の京兆尹鄭県説に対して右扶風雍県であった可能性を示唆した。すなわち、『太平御覽』一七三居処部に引く『紀年』「穆王所居鄭宮・春宮」、『史記』秦本紀「徳公元年、初居雍城大鄭宮」、同正義に引く『括地志』「岐州雍県南七里故雍城、秦徳公大鄭宮城也」、『漢書』地理志上右扶風雍県条自注「棧陽宮、昭王起」などの文献史料にみえる雍県の大鄭宮・棧陽宮を夔井叔・威井叔の夔・威に結びつけ、「最も早い鄭井は雍におり、その後京兆鄭県に徙った」と考え、『世本』「桓公は棧林に居り、捨に徙る」の記述はそのことを言うのである。^⑨この説は秦雍城遺址から「棧陽」の銘をもつ瓦当が

出土することによって現在も支持されている。^⑤以上、郭・陳兩氏の説は、奠の地望比定など異なる点もあるが、奠井叔と戚井叔を同一視すること、それを他の井叔と同一人物と看做すこと、鄭桓公始封説話を井氏に關連づけること、の三点に關して全く共通したものとなっている。確かに鄭桓公始封に關して、『詩譜』に戚林を鄭県とするなど奠井叔・戚井叔との關連を思わせる史料が存在するが、逆に井氏に關係する地名が何故に鄭桓公始封説話として伝えられるのかという疑問が説明されない限り、この兩説は臆測の域を出るものではないと思う。

更に豊井叔篋の出現は、この兩説が成立しがないことを示すものである。豊井叔篋は西周後期に断代される器で、奠井叔諸器とはほぼ同時期のものである。豊井叔と奠井叔は同時期に並存した稱謂であり、また豊井叔の豊を奠井叔・戚井叔の奠・戚と結びつける史料は金文・文献のいずれにも存在しない。従って、豊井叔とは井叔の上に豊字を冠して他の井叔と區別した稱謂と考えざるを得ないのである。そうすると、奠井叔・戚井叔もそれぞれ奠字・戚字を冠して他の井叔と區別したものと考えるべきであり、兩者を郭・陳兩氏のように鄭桓公始封説話に結びつけて強いて同一視する必要もなくなるわけである。すなわち、奠井叔・戚井叔・豊井叔はそれぞれ地名を冠して他と區別された井叔であり、これらの地名はそれぞれの井叔が、その地に分族して食封を持つことを示すためのものであったと考えられるのである。^⑥林巳奈夫氏のいう Localized Lineage に相当するものであろう。^⑦ところで、この奠・戚・豊の地望であるが、奠は表一Iに示した「王在奠」などの奠と同一地とすべきであろう。このことは郭・陳兩氏ともに認めているが、序言で紹介したように、陳氏はこれを西方の鄭とし、これとは別に東方の鄭として奠號の奠を考え、西周中期に二鄭ありとしている。しかし、金文史料中の同一地名は基本的に同一地と看做すべきであり、陳氏の考えが成立しがないことは後に述べる通りである。戚は金文史料に例証なくその地を知り難いが、或いは『左伝』襄公十四(前五五九)年に晋の率いる諸侯軍が秦を伐つに際し、涇水を渡って「椽林に至」ったとある椽林の地であろうか。^⑧豊は師旂簋(張家坡図版Ⅷ・Ⅹ)「豊還左右師氏(豊還の左右師氏)」や裘衛盃(陝西一七二)「王甬旂于豊(王 旂を豊に甬ぐ)」などにみえる豊、即ち文王の都した鄆の地と考えられる。奠井叔

・威井叔・豊井叔の各称谓を以上のように地名を冠して他と区別された分族と理解すると、表二の分類Ⅰ井伯・Ⅱ井叔・Ⅵ井季は逆に地名を冠して他と区別する必要のない井氏、すなわち井氏の本貫の地に基盤をもつ井の本族と考えることができる。もちろん伯・叔・季という「行次」をそれぞれ持つわけではあるが、全体としては、井の本族を構成するものとして、他の分族と区別されていたのであろう。西周中期初に断代されるⅡA(ⅥB)井季鬲簋(三代六・四八)に「季鬲肇作厥文考井叔宝鬲彝(季鬲肇めて厥の文考井叔の宝鬲彝を作る)」とあり、(井)季の父(輩)として井叔の名がみえる。Ⅰ井伯關係器のうち最も時代が遡ると考えられる長白盃(録遺二九三)もほぼ同時期のものであり、井の本族にあっては西周中期に既に伯・叔・季の「行次」が並存していたものと推定される。このうち、井季は短銘の自作器を残すのみでその実態を知り難いが、井伯・井叔は長銘の關係器を多く持ち、それによって井伯と井叔が井の本族として王朝内でほぼ同様の役割を果たしていたことを窺うことができる。

ⅠA井伯についてみると、井伯鬲(三代五・五)・井伯鐘(綴遺二・二)の二器は自作の器であるが、師虎簋(三代九・二九)・七年趙曹鼎(三代四・二四)・豆閉簋(三代九・一八)・師毛父簋(大系録六〇)・利鼎(三代四・二七)・殺簋(文物七九・二)の各器では冊命饗礼の右者として登場している。また五祀衛鼎(陝西(一)一七三)では、

衛以邦君厲告于井伯・伯邑父・定伯・隰伯・伯俗父曰、(衛)邦君厲を以て井伯・白邑父・定伯・隰伯・伯俗父に告げて曰く、と、衛が邦君厲を訴えた訴訟を処理しており、永孟(文物七二・一)では、

益公内即命于天子、……厥粟公出厥命、井伯・燮伯・尹氏・師俗父・趙仲、(益公内りて命に天子に即く、……厥の公と厥の命を出だすは、井伯・燮伯・尹氏・師俗父・趙仲なり)

と、王命の取り次ぎを行なっている。その職掌ならびに井伯と列挙される燮伯などの人物から、井伯が西周王朝にあって執政クラスの地位にあった人物であることがわかる。次いでⅠB嗣馬井伯についてみると、三器ともすべて冊命饗礼の右者として登場している。この嗣馬は嗣土・嗣工とともに参有嗣と称され、文献の三有事・三事大夫に相当するものと考え

られている^⑩。従って、嗣馬井伯も王朝の執政クラスの人物であったと看做すことができる。I A 井伯・B 嗣馬井伯を同一人物と看做しうるか否か今後の研究が待たれる所であるが、分類I全体は西周中期から後期にかけて井の本族が王朝の執政クラスに位置したことを示す器群である。

II 井叔についてみると、免罈(卣)(三代・一・三六)・免簋(三代九・一二)・弭叔簋(文物六〇・二)に冊命儀礼の右者として登場し、晋鼎では、

王在遼卽、井叔易晋赤金鸞、(王 遼卽に在り、井叔 晋に赤金鸞を賜う)

と晋に対する賜与を執り行ない、また、

佳王四月既生霸、辰在丁酉、井叔在異為□、晋史厥小子釁以限訟于井叔、(佳れ王の四月既生霸、辰は丁酉に在り。井叔異に在りて□を為す。晋 厥の小子釁をして限を以て井叔に訟せしむ)

と晋に限を訴えた訴訟を処理している。その王朝内における役割は井伯と同様であり、やはり王朝の執政クラスの地位にあったものと思われる。なお、一九八四年に長安張家坡の墓葬中より「井叔叔采作朕文祖穆公大鐘、……(井叔叔采 朕が文祖穆公の大鐘を作る)」と銘する鐘二器が出土したことが報告された^⑪。穆公の名は、尹媯鼎(録遺九九)・馘簋(大系録一四三)・盨方彝(陝西卣)一九六〇一九七)・穆公簋(考古与文物八一・四)にみえ、また表二X禹鼎(録遺九九)にも禹の皇祖としてその名がみえる。すべてを同一人物と看做しうるか否かは不明だが、井叔叔采鐘の穆公をこれらと結びつけうるとすれば、井氏の関係器は更に拡大することになる。また報告によると、井叔叔采鐘のほかにも井叔の関係器が数点発見されているようである。その発表が待たれるが、現在の時点では西周中期から後期に断代しうる器群であり、井伯の器群と並存するものと考えてよいであろう。

以上、井伯と井叔の関係器を概観し、それぞれ王朝の執政クラスの地位にあったことを述べてきた。両者の関係、例えば時代の前後関係・職掌の相違などはこれ以上詳細に知り得ないが、地名を冠さない井の本族としてほぼ同様の役割を王

朝内で果たしていたことは諒解されるであろう。ところで、『尚書』酒誥や令彝(三代六・五六)によると、西周王朝の支配領域は外服(四方)の地と内服(三事)の地に大別することができる。^⑮ 外服の地には諸侯が周王の「蕃屏」として「封建」されていたのに対し、内服の地は王畿として卿事寮などの諸官によって治められ、これら諸官は土地を賜与或いは安堵された領主によって担当されていたと考えられている。^⑰ 本論ではこのような領主を外服の諸侯と区別するために内服諸侯と呼ぶことにするが、今みてきたように王朝の執政クラスの地位にあつて嗣馬などの官に就いていた井の本族はこの内服諸侯と看做しうるものである。その所領、すなわち本貫の地は表二Ⅺ散氏盤(三代一七・二〇)にみえる井邑、現在の陝西省宝鸡附近と思われるが、^⑱ この本族から龔・咸・豊の地にそれぞれ龔井叔・咸井叔・豊井叔が分族したことは先に述べた通りである。

金文史料には右の井氏のほかに井侯と称する外服の諸侯の称谓がみえる。

麥尊 王命辟井侯、出玆、侯于井、孚若二月、侯見于宗周、亡述、(王 辟井侯に命じて、玆を出でて、井に侯たらしむ。ここに二月、侯 宗周に見するに、述亡し) 大系録二〇

雙簋 王命雙粟内史曰、彝井侯服、(王 雙と内史とに命じて曰く、井侯の服を彝けよ、と) 三代六・五四

臣諫簋 隹戎大出于軹、井侯厚戎、延令臣諫、以□□亞旅、处于軹、(隹れ戎大いに軹に出づ。井侯 戎を厚ち、命を臣諫に偁だし、□□亞旅を以いて、軹に処らしむ) 考古七九・一

などにみえる井侯がそうである。この井侯は『左伝』僖公二四年に「凡・蔣・邢・茅・胙・祭は周公の胤なり」とある邢侯と考えられているが、その封地については、『漢書』地理志下趙国襄国県条「故邢国」や『左伝』隠公五年杜注「邢国は広平襄国県に在り」のように現在の河北省邢台市とする説と、『説文解字』邑部邢条「周公の子の封ずる所、地は河内懐に近し」の如く河南省温県附近とする説に別れている。この両説をどのように理解するか問題の残る所であるが、新出の臣諫簋が河北省元氏県から発見されたことから、井侯の封地は少なくとも邢台市附近に存在したことがあったと考えてよ

いであろう。^⑧この外服諸侯の井侯と内服諸侯の井氏を同一氏族と看做しうるならば、夙井叔・戚井叔・豊井叔という井氏の分族は、内服諸侯のみならず、外服諸侯とも血縁関係をもつことになる。

以上、夙井叔についてその井氏における位置づけを行なってきた。夙井叔のもつこの血縁的なひろがりには他の夙號仲などについても見出すことができるであろうか。章を改めて考えていきたい。

① 樋口隆康「西周銅器の研究」(『京都大学文学部紀要』七、一九六三年。又『展望アジアの考古学』一九八三年)。

② 拙稿「井人入鐘」(『泉屋博古館紀要』第一卷 一九八四年)。

③ 表二分類ⅢCに録した犀盧は、『扶風齊家村青銅器群』(一九六三年)に二三弦紋盧「□□子子孫孫□□□□井」として著録されたが、『陝西出土商周青銅器』(一)(一九八〇年)に一六七犀盧「犀作旅盧子孫永宝用 豊井」として再録された。本表の分類はこれに従う。

④ 「陝西扶風發現西周厲王鉄器」(『文物』一九七九年第四期)。

⑤ 蔡運章・陳長安「豊圃銅器及相關問題」(『考古与文物』一九八三年第六期)に「自漢代以來、人們大都認為、西周初年豊圃之君已坐酒亡國。

我們從出土的豊那叔盃得知、直到西周晚期豊圃的君統依然存在。」というが、豊井叔の稱謂と鄭侯のそれとは区別されるべきである。

⑥ 「大系」八四康鼎。

⑦ 「断代」(六)八七免駝。

⑧ 例えば、盧連成「周都滅鄭考」(『考古与文物』叢刊第二号 一九八三年)。

⑨ 中国社会科学院考古研究所豊西發掘隊「長安張家坡西周井叔墓發掘簡報」(『考古』一九八六年第一期)に「可見井叔・夙井叔・豊井叔自有區別。如以食邑而別、夙井叔・豊井叔理应在井叔之後。」という。

また本報告では、趙輝(三代一・三八)の銘文を「王在周、格大室、戚。井叔入右趨」と読み、戚井叔の稱謂の存在を認めていない。しか

し、冊命金文にこのような句法はなく、戚井叔の稱謂の存在を認めるべきである。

⑩ 林巳奈夫「殷周時代の図象記号」(『東方学報』(京都)第三十九冊 一九六八年)。

⑪ 「左伝」襄公十四年の杜注には「椶林、秦地」というのみで、その地望を明言していない。その地望に關しては諸説あるが、ここでは触れない。

⑫ 卯盃(三代九・三七)に、

佳王十又一月既生霸丁亥、夔季入右卯、立中廷、爰伯呼令卯白、(佳れ王の十又一月既生霸丁亥、夔季入りて卯を右け、中廷に立つ。爰伯呼びて卯に命じて曰く)

と、爰伯の臣卯に対する冊命儀礼の右者として夔季の名がみえる。井氏と同様、夔氏にも「行次」が並存していたことを示すものである。

また弭叔簋(『文物』六〇・二)にも、銘文中の人間関係が必ずしも明確ではないが、弭伯・弭叔の稱謂がみえる。これによって、氏族内における宗法ヒエラルキーの形成が指摘されているが、井の本族に關する限り、そのことは想定しうるとしても、明確にそれを示す史料は存在せず、現状では不明とせざるを得ない。

⑬ 伊藤道治「参有鬲考」(『中国古代王朝の形成』一九七五年)。

⑭ 伊藤道治「永孟銘考」(『神戸大学文学部紀要』2 一九七三年)にこの問題への言及がある。

⑮ 中国社会科学院考古研究所豊西発掘隊「長安張家坡西周井叔墓發掘簡報」(前掲)。本報告は、M一五七を井叔の墓葬とし、登仲儀尊が伴出したことから、その夫人は登仲氏出身であろうと推定しているが、報告による限りその推定は根拠不足であると思う。

⑯ 伊藤道治「参有鬲考」(前掲)。

⑰ 伊藤道治「姫姓諸侯封建の歴史地理的意義」(『中国古代王朝の形成』二五〇頁。また『アジア歴史研究入門』1(同朋舎 一九八三年)五四頁にも同様の言及がある。

⑱ 劉節「古邢國考」(『禹貢』四一九 一九三六年)。表二ⅧA強伯諸器が宝鶏如家庄から出土したことも傍証となるであろう。

三 號關係金文・登關係金文

第二章と同様、號關係器の一覽を表三として示す。號關係器については、『通釈』に収集が試みられ、また樋口隆康氏に「號國銅器考」の專論があるが、それ以後の史料の増加もあり、改めてここに収集した。なお、奠號仲關係器は既に表一に示したので、ここでは省略してある。

表三より、V城號仲が今問題としている奠號仲と同様の稱謂であり、他のⅢ號伯・Ⅳ號仲・Ⅶ號叔・Ⅷ號季のそれと異なることは容易にみとれるであろう。號氏も第二章の井氏と同様の稱謂法のちがいをもちついで、従って城號仲・奠號仲は城・奠の地名を冠して他と区別された Localized Lineage、號伯・號仲・號叔・號季は地名を冠して区別される必要のない號の本族と考えることができる。

V城號仲の城は、一般に班簋(文物七二・九)

王令毛伯、更號城公服、(王 毛伯に命じ、號城公の服を更がしむ)

にみえる號城公の城、更に、

⑲ 李学勤・唐雲明「元氏銅器与西周的邢國」(『考古』一九七九年第一期)。

⑳ 両者の井字に字形上の相違が認められることは、陳夢家「斷代」(夙免殷条及び樋口隆康「西周銅器の研究」井器考(前掲)に既に指摘がある。しかし、この相違は必ずしも厳密なものではなく、或いは同字のヴァリエーションとも考えられるものである。従って両者を同一氏族と看做しうるか否かについても説が分かれ、樋口氏はこれを保留されるが、伊藤道治「姫姓諸侯封建の歴史地理的意義」(前掲)は同一氏族と考えておられる。

表三 甝 関 係 金 文

分 類	器 名 (出土地)	断 代			
		大 系	通 釈	林	そ の 他
I 甝	爵* (扶風横水)				(王) 西周早
II 甝 城 公	班簋*	成 王	穆 王	西周 II A	
III 甝 伯	鬲				
IV 甝 仲	鬲* [陝右] 鬲* (岐山京当) 鬲*・残敦 公臣簋* (岐山董家村) 何簋*	厲 王	夷末厲初	西周 III A	(王) 厲王
VA 城 甝 仲	簋* [宝鶏東郷]	厲 王	夷 王 夷 王	西周 III A	(文76・5) 厲王
B 城 甝 趙 生	簋				(断代) 西周中期
VI 夙 甝 仲					
VIA 甝 叔	簋* [関中]・鬲・盃・鬲* 鬲*・簋・尊 彝* [京兆] 三年癸壺* (扶風法門)		懿 王	西周 III A	
B 甝 叔 旅	鐘* [長安] 鬲攸从鼎*	厲 王 厲 王	厲 王 厲 王	西周 III 西周 III B	
C 甝 叔 大 父	鼎*				
VIA 甝 季 克 公 幽 叔	師夷鐘* (扶風強家村)		夷 厲	西周 III	(文75・8) 懿王
B 甝 季 子 白	盤* [宝鶏]	夷 王	宣 王		(通考) 西周後期
B' 甝 宣 公 子 白	鼎				(考通58・8) 夷王
C 甝 季 氏 子 段	鬲* (上村嶺)	(宣 王)		春秋 I	
C' 甝 文 公 子 段	鼎*・鬲*	(宣 王)	東遷前後	春秋 I	
D 甝 季 氏 子 組	鬲* [河南新郷] 簋* 壺*	列 国 列 国		春秋 I	(通考) 西周後期
D' 甝 季 子 組	鬲*・卣				
IX 史 甝 生	頌鼎*・頌簋*・頌壺*	共 王	孝 王	西周 III B	
X 甝 大 子	戈* (上村嶺)				
XI 甝 金 氏 孫	匜* (上村嶺)・盤* (上村嶺)			西周 III B	
XII 甝 姜	簋*・簋・鼎	厲 宣	西周後期		
XIII 甝 妃	甝仲鬲 (分類 IV) 穌旨妊鼎*・盤	列 国		春秋 I	
XIVA 甝 媯	鬲*			西周 III	(通考) 西周後期
B 甝 王 媯	趙叔吉父鬲*		西周末	西周 III B	(通考) 西周後期
XV 甝 欽	盤* (上村嶺)			春秋 I	
XVI 甝 孟 姬	齊侯匜*				(上海) 春秋初葉

(凡例) (1) 分類 VII C・C' の『大系』の断代は、郭沫若「三門峽銅器二三事」(『文物』59・1) によって訂正した。

(2) 断代欄の王は王光永「介紹新出土の兩件甝器」(『古文字研究』7)、考通は『考古通訳』。上海は本稿末の略称一覽参照。

趙令曰、以乃族、従父征、徭城、衛父身、(趙命して曰く、乃の族を以いて、父の征に従い、城を徭てて、父の身を衛れ)

の城であると考えられている。班簋の内容が東国の征討をいうものであり、また文献史料にみえる虢との関係から、この城の地は『左伝』隠公元年に「制は巖邑なり、虢叔ここに死せり」とある制、現在の河南省滎陽附近であろうとされている。しかし『恒軒所見所蔵吉金録』三七に残された城虢仲簋の図をみると、附耳で圈足に三小足がつき、頸部に弦文がめぐるほかは無紋の器であつたらしく、その器形は紋様が異なるが伯康簋(通考図三一・二)・鬯簋(通考図三一・三)に近いもので、西周後期に断代しうるものと思われる。そうすると西周中期初に断代される班簋とは百年近い隔たりがあることになり、班簋の城をただちに城虢仲に結びつけることには若干の躊躇を感じる。また、この器が宝鷄東郷の出土と伝えられるのも気になる所である。③ 豊井叔・咸井叔の例をもつていえば、陝西附近の地かとも思われるが、これも確たる証拠はない。

ところで、序言で紹介したように、陳夢家は西周中期に二鄭ありとし、西方の鄭(龔井・「王在龔」の龔)に対して東方の鄭の存在を考え、龔虢仲の龔をこれにあてた。更に氏は、今みてきた城虢仲・虢城公の城をこれと同一視しているが、この龔虢仲イコール城虢仲のロジックは、第二章で紹介・批判した龔井叔イコール咸井叔のロジックと表裏一体の関係にあるものである。すなわち、陳氏が利用しえた龔虢仲・城虢仲・龔井叔・咸井叔の四つの称谓のうち、龔井と咸井を鄭桓公始封説話に結びつけて同一視した結果、残る龔虢・城虢を同様に同一視する必要が生じるのである。しかし、龔井と咸井の同一視は先に述べたように成立しえないものであり、従つて龔虢と城虢を同一視する必要もない。また、龔字の冠された称谓は龔井・龔虢のみではなく、表一分類Ⅱに示したように他に龔登伯・龔登叔・龔義伯などが存在しており、すべての龔を別地とする説が成立するはずはなく、また陳氏の二鄭にそれぞれ配分する根拠も見出せない。これらの称谓にみえる龔はすべて同一地と看做すべきであり、逆に龔虢仲と城虢仲は、城の地望はおくとしても、それぞれ地名を冠して他と区別された虢の分族の称谓と考えるべきであらう。

次いで虢の本族についてみていこうと思う。表三Ⅱ虢城公の班簋については既に述べたが、その銘文から虢城公が西周

王朝の東方経営に重要な役割を果たしていたことが知られる。Ⅲ 號伯は短銘の自作器を残すのみだが、Ⅳ 號仲は何簋(大系録一〇六)に冊命儀礼の右者として登場し、公臣簋(陝西(一)一九二・一九五)では、

號仲令公臣、鬲朕百工、(號仲 公臣に命じ、朕が百工を爾めしむ)

と、属僚公臣にその百工の管理を命じている。また號仲盃(三代一〇・三七)には、

號仲以王南征、伐南淮夷、在成周、作旅盃、(號仲 王と南征し、南淮夷を伐つ。成周に在り、旅盃を作る)

と、淮夷の征討にあたったことをいう。先の班簋とともに號氏が成周方面の軍事行動に深いかわりを持っていたことを示すものである。Ⅶ 號叔は、三年癸壺(陝西(三)一)では夙における饗醴にかかわっており、鬲攸从鼎(三代四・三五)では號旅(號叔旅)が訴訟を処理している。第二章の井伯・井叔と同じ役割を號叔が担っていたことがわかる。最後にⅧ 號季については、B子白(號宣公)・C子段(號文公)・D子組の名が知られ、その内B號季子白盤(三代一七・一九)には、

不顯子白、夙武于戎工、経綬四方、搏伐厥執、于洛之陽、折首五百、執嚙五十、是以先行、趨、子白、猷戒于王、(不顯なる子白、戎工に壮武にして、四方を経綬す。猷執を搏伐するに、洛の陽に于す。折首五百・執訊五十、是を以て先行す。趨々たる子白、猷を王に猷す)

と猷執征伐における戦果をいう。「不顯」という語は、金文では主に周王・祖考に冠され、この器のように自ら冠している例は稀である。⑤ 西周後期における號季氏の勢力の大きさが窺える器である。またⅧ A師與鐘(陝西(一)一〇七)は、扶風強家村周原遺址内の窖蔵より師鬲鼎(陝西(一)一〇五)・即簋(陝西(一)一〇六)などとともに発見されたものである。師與鐘の被作器者「烈祖號季寗公幽叔」が即簋の被作器者「文考幽叔」と同一人物であり、即と師與は親子或いは父輩子輩の関係にあり、従って即の父(輩)にあたる號季寗公から三代にわたって號季氏の系譜をたどれることが既に指摘されており、更に號季寗公を西周中期初の師鬲と同一人物とする可能性も考えられている。⑥ いずれにせよ、號季氏は西周中期初にまで遡りうる一家であり、中・後期を通じて存続したことがわかる。また號本族のうち、春秋號の上村嶺號國墓からは號季の器の

みが出土していることにも注意を払っておく必要がある。

以上、虢の本族について概観してきた。第二章の井氏ほど明確ではないにしても、虢氏が西周王朝で重要な地位にあったことは理解されるものと思う。西周期の虢氏に関しては金文史料のほかに多くの文献史料が残っており、それによって更に右の知見を確認・補足することができる。

文献史料によると、西周期の虢氏は王朝の卿士或いは軍の統率者として登場する。『左伝』僖公五年に、

虢仲・虢叔は王季の穆なり。文王の卿士となる。

とあるのが最も古い時代に関する史料で、次いで夷王期には『後漢書』西羌伝〔紀年〕の文に、

夷王衰弱して荒服朝せず。乃ち虢公に命じて六師を率いて太原の戎を伐たしむ。命泉に至り、馬千匹を獲。

と、太原の戎の征討にあたったことが記される。厲王期には『後漢書』東夷伝に、

厲王無道、淮夷入寇す。王 虢仲に命じて之を征たしむ。克たず。

と淮夷の征討をいうほか、『呂氏春秋』仲春紀当染に、

周厲王 虢公長父・榮夷終に染まる。

とあり、宣王期には『国語』周語上に、籍田儀礼を廃止しようとする宣王を諫める賢臣として虢文公の名がみえる。最後に幽王期には、『国語』鄭語及び晋語一に「讒諂巧佞の人」として虢石父（甫）の名がみえ、さらに『呂氏春秋』当染に、

幽王 虢公鼓・祭公郭に染まる。

とある。また『左伝』昭公二十六年正義に引く『紀年』には、東遷期に周王が並立したとし、平王に対立する攜王の擁立者として虢公翰の名がみえている。以上の文献すべてが、史実を伝えるものではないとしても、金文史料から得られた虢氏に関する知見と基本的に矛盾するものはない。虢氏が西周王朝において執政クラスの地位にあったことは金文・文献史料によって確認されるものと思う。

ところで、虢には東・西・南・北・小の五虢の存在が伝えられている。これらの虢に関する諸説については、樋口隆康氏・上原淳道氏^⑦に紹介があり、ここでは一言及しないが、これら五虢は『上村嶺虢国墓地』の報告書に従い、滎陽の虢・陝―平陸の虢・宝鷄の虢の三つに整理することができるであろう。^⑧ 次いで、この「三虢」と金文史料にみえる虢との関係について若干ふれておきたい。^⑨

虢の本族は先にみたように王朝の執政クラスの地位にあったわけだが、内服諸侯としての彼らの所領・本貫の地は宝鷄の虢とされる所であったと思われる。表三で示したように、虢の本族の關係器で出土地の知られるものは、VII C 虢季氏子段鬲が上村嶺から出土し、VII D 虢季氏子組鬲（巖窟上一四）が河南新郷出土と伝えられるほかはすべて陝西から出土していること、虢關係器で最も早いI 虢罍（考古与文物八四・一）が扶風から出土していることをその根拠とすることができる。

陝―平陸の虢は、春秋期に周王の卿士として登場し、『左伝』僖公二（前六五八）年に下陽（平陸）、同僖公五（前六五五）年に上陽（陝）の滅亡が伝えられるもので、上村嶺の墓葬はこれに属している。この墓葬を西周期に遡らせるか春秋期のものとするか説が分かれるが、『国語』鄭語に鄭桓公東遷に関して、

史伯対えて曰く、……成周に当る者は、……西に虞・虢・晋・隗・霍・楊・魏・芮有り。

とあり、この史料を信頼する限り、少なくとも東遷前にこの虢が存在したものと考えることができる。但し、上村嶺出土の銅器は時代的にまとまりのよいものとされ、^⑩ その下限を前六五五年の滅亡に求めるならば、上限は西周期をあまり遡らないとしなければならない。^⑪ 臆測の域を出るものではないが、虢季の器のみが上村嶺から出土することを評価すれば、西周末期に宝鷄の虢本族のうち虢季氏が東遷したものとと思われる。最後に滎陽の虢であるが、陳夢家が城虢仲と龔虢仲を同一視してそれをこの地にあてた説については先に批判した通りである。この地を城虢仲の城と看做しうるか否かはおくとしても、班簋や虢仲盃から成周方面と虢本族とのかかわりは充分に窺えるのであり、何らかの形でこの地が虢氏に領有されていたものと想像される。『左伝』隠公元年に、

表四 登 関 係 金 文

分 類	器 名 (出土地)	断 代			
		大 系	通 釈	林	
I 登 伯	孟爵*	昭 王	成 康	西周 I B	
II 奠 登	犧尊* (長安張家坡)				
III 登 伯					
IV 奠 登					
V A 登 公	簋* (河南平頂山)	列 国	春秋 I	(考文83・1)西周中晩期 (考 82・1)西周晩期 (文 82・9)春秋早期 (江漢83・1)春秋早期 (考 62・1)西周晩期 (考 82・1)西周晩期 (考 82・1)西周中晩期	
B 登 公	簋* (湖北襄樊一帶)				
C 登 公	鼎* (湖北襄陽)				
VI 登 伯	鼎* [武功]	列 国	春秋 I		
VII 登 孟	壺* [盩厔]				
VIII 登 孟	復公子簋*	列 国	春秋 I		

(凡例) 断代欄の江漢は『江漢考古』。

制は畿邑なり、虢叔ここに死せり。

とあり、『国語』鄭語に、

それ済・洛・河・潁の間か。これ其の子男の国、虢・郟を大なりとなす。虢叔勢を恃み、郟仲險を恃み、これ皆な驕侈怠慢の心あり、加うるに貪冒を以てす。

とある虢叔については、金文史料に対応するものがなく不明とせざるを得ないが、或いは東遷に先だつて虢本族のうち虢叔がこの地に拠つたのであろうか。

以上の「三號」についての私見は臆測の域を出るものではないけれども、本章の目的とする奠虢仲・城虢仲については、第二章でみた井氏と同様、西周王朝の執政クラスの地位にある本族から奠・城の地に分族したものであり、城の地望をおくとしても、陳氏のように奠と城とを同一地とする必然性がなないことは理解されたものと思う。

次いで奠登伯・奠登叔についてみていきたい。例によって登關係器を表四として示すが、奠登伯・奠登叔關係器は省略してある。

上に表示した登關係器の登字には、昇と辵の二種の字体が存在している。昇字のものはI登伯・III登仲・VA登公のうち河南省平頂山市出土の簋・VB登公牧・VI登伯氏・VII登孟、辵字のものはII奠登伯・IV奠登叔・VA登公のうち伝世の簋・VC登公乘・VIII登孟媿という内訳になる。この字体の相違によって昇と辵を分かつ考えもあるが、V登公關係器に両字体が並存するこ

とから、両字は同字別体であると考えられる。

西周期の鄧(登) 国については、『左伝』昭公九年に、

王 詹桓伯をして晋に辭せしむ。曰く、……武王商に克つに及び、……巴・濮・楚・鄧は吾が南土なり。

と周の「南土」の国としてその名がみえ、また『国語』鄧語には鄧桓公の東遷に際して、

史伯対えて曰く、……成周に当る者は、南に荆・蛮・申・呂・応・鄧・陳・蔡・隋・唐あり。

と成周の南方の国として登場する。春秋期に至っても、『春秋』桓公七(前七〇五)年、『左伝』桓公九(前七〇三)年にその名が見え、^⑦ 莊公十六(前六七八)年に楚によって滅ばされたと伝えられる。^⑧ 姓は曼姓、^⑨ 夏の末裔とも殷の末裔とも伝えられる国で、現在の湖北省襄樊附近に存在したと考えられている。^⑩ 西周前期の孟爵(三代一六・四一)に、

佳王初攀于成周、王令孟寧登伯、賓貝、(佳れ王初めて成周に攀す。王 孟に命じて登伯を寧せしむ。貝を賓せらる)

とあるのは、その地望に一致するもので、金文史料によっても登が西周前期から、この地に存在していたことを確認することができる。このように西周王朝の「南土」に存在した諸侯鄧の關係器に奠登伯・奠登叔の称谓が見出せることは、奠地に井・虢という内服諸侯の分族以外に外服諸侯の分族も存在したことを示しているといえよう。先に奠井叔と外服諸侯井侯との關係を考えたが、そのことも登關係器の存在によってある程度の可能性を持つと看做すことができるであろう。

表一Ⅱ奠某伯(仲・叔)の称谓について、奠井叔關係器を第二章で、奠虢仲及び奠登伯・奠登叔關係器を第三章でみてきた。そこから得られた結論は、奠地には王朝の執政クラスの内服諸侯(井・虢)の分族及び外服諸侯(登)の分族が存在したということである。表一Ⅱに分類した他の称谓については、奠義伯の關係器として義伯盩(三代七・一六)・義仲鼎(三代三・一八)が知られるのみで、分析を加えることはできないが、やはり同様のことが言えるものと思う。

それでは、何故に奠地に内・外服諸侯の分族が存在するのであろうか。章を改め、奠地の構造を考えていきたい。

① 樋口隆康「虢国銅器考」(『東方学』第二十輯 一九六〇年)。

② 「断代」(一)二班段及び(六)八七免段、『通釈』七九孟段附班段、黄盛璋「班段的年代、地理与歴史問題」(『考古与文物』一九八一年第一期)など。但し、郭沫若『大系』二〇班段及二四四虢文公鼎、同「班段的再發現」(『文物』一九七二年第九期)は、城魏を陝西雍の西魏と看做している。

③ 王国維『三代秦漢金文著録表』卷三・六。

④ 虢文公子段鼎(虢)にみえる「虢文公子段」の名について、郭沫若は最初「虢文公の子の段」と読んだが(『大系』二四四)、後に「三門峽銅器三事」(『文物』一九五九年第一期)で「虢文公すなわち子段」と読み改めた。また、新旧両説とも、この虢文公を『國語』周語上宣王条にみえる虢文公と考え、器の断代を行なっている。これに対し、林巳奈夫「中国古代の祭玉・瑞玉」(『東方学報』(京都)第四十冊 一九六九年)及び「春秋戦国時代文化の基礎的編年」(『中国殷周時代の武器』一九七二年 附論(一))は、その説を斥けている。一体、西周金文史料中にみえる人名を文献史料中の人名にあてるとは、文献史料の批判を経て始めて為しうることである。その作業を行なっていない本稿では、金文の虢文公を文献のそれと同一視しえるか否かという問題については態度を保留せざるを得ない。郭氏はまた、表三分類Ⅳ號仲を『後漢書』東夷伝にみえる厲王期の虢仲に、分類ⅤB號季子白を『紀年』にみえる夷王期の虢公にあてて、これについても同様の理由で保留する。

⑤ 『通釈』一九二號季子白鑑。

⑥ 吳鎮烽・雒忠如「陝西省扶風縣強家村出土的西周銅器」(『文物』一九七五年第八期)。

⑦ 同注⑥、及び『通釈』補一〇師猷鼎附師猷・即段。なお、黄盛璋「扶風強家村新出西周銅器群与相關史実之研究」(『西周史研究』一九

八四年)は、師猷鐘の「寃公幽叔」を寃公と幽叔の二人と看做し、四世代の系譜を考えている。

⑧ 木村秀海「陝西省扶風縣強家村出土の西周青銅器銘文新釈」(『人文論究』第三十一卷第四号 一九八二年)。

⑨ 『國語』晋語四には、

(晋臣) 对曰、……臣聞、……文王在母不愛、在傅弗勤、処師弗煩、事王不怒、孝友二號、而惠慈二察、刑于大奴、比於諸弟。

とあり、韋昭注に「二號、文王弟號仲、號叔」という。また、『書』君奭にも文王の臣として號叔の名がみえる。

⑩ 王国維「古本竹書紀年輯校」は、「案此章懷太子注不云出紀年、然苑史四裔伝三代事皆用史記及紀年修之、此条不見史記、当出紀年也。」といい、この文を「紀年」の文とするが、方詩銘・王修齡「古本竹書紀年輯証」(一九八一年)にいうように、そのことを確定することはできない。

⑪ 高誘注に「號・榮、二卿士也。」という。ただし、この號公長父を『荀子』成相篇は孰公長父に作り、「墨子」染所篇は厲公長父に作る。また『荀子』楊倞注には「孰公長父皆厲王之嬖臣、未詳其姓名。墨子曰、厲王染於嬖公長父・榮公終。嬖公与孰公不同、未知孰是。或曰、孰公長父、即詩所云皇父也。孰或為郭。」と、嬖公・郭公に作られることもあると言う。

⑫ 『國語』國語上に、
宣王即位、不籍千畝。虢文公諫曰、不可、……。王不聽。
とある。

⑬ 『國語』鄭語に、
(史伯) 对曰、……夫號石父諛諂巧從之人也、而立以為卿士。
とあり、同晋語一に、

史蘇曰、……周幽王伐有褒、褒人以褒姒女焉。褒姒有寵、生伯

服。於是乎与虢石甫比，逐太子宜臼，而立伯服。

- ⑭ 號公鼓を『墨子』所染篇は傅公夷に作る。
⑮ 『左伝』昭公二十六年正義に、

汲冢書紀年云、平王奔西申、而立伯盤以為太子、与幽王俱死于戲。先是、申侯・魯侯及許文公立平王於申、以本太子、故称天王。幽王既死、而號公翰又立王子余臣於攜。周二王並立。二十一年、攜王為晉文公所殺、以本非適、故称攜王。

- ⑯ 樋口隆康「虢國銅器考」(前掲)。

- ⑰ 上原淳道「虢の歴史および鄭と東魏との関係―『鄭の文化』第二章―」(『古代学』六卷二号 一九五七年)。

- ⑱ 『上村嶺壺國墓地』(『中国田野考古報告集』考古学專刊 丁種第十号 一九五九年)第四章結語一に「由這些引文看、可知虢有三処、一在河南滎陽一帶、一在今山西平陸和河南陝東一帶、一在今陝西寶鷄一帶。其他文獻、也沒有越出這三箇地區。沒有解決的是、東・西・南・北的名称應該安在那一処。大体說來、滎陽一帶是東魏、諸家似無異議、其他兩処、則抵牾甚多。按先秦文獻、只单称魏、并無東・西等名稱。……這些是後人為便于區別而加上去的」という。

- ⑲ 『通釈』二〇〇號文公子段罪に、諸魏に対する氏の見解がまとめられている。参照されたい。

- ⑳ 『左伝』隠公三(前七二〇)年に、
鄭武公・莊公為平王卿士。王貳于魏、鄭伯怨王。王曰、無之。故周・鄭交質。……王崩、周人將昇號公政。四月、鄭祭足帥師取溫之表。秋、又取成周之禾。周・鄭交惡。

とあり、同隠公八(前七一五)年に、
夏、號公忌父始作卿士于周。

とある。

- ㉑ 例えば、『上村嶺壺國墓地』(前掲)は、墓地の年代を西周晚期(前九世紀中葉)から東周早期(下限は前六五五年)と考える(四九頁)のに対し、郭宝鈞「商周銅器群綜合研究」(一九八一年)は前七七〇年の周室東遷より前六五五年までと考えている(七〇頁、及び一九七頁「整理後記」)。

- ㉒ 林已奈夫「春秋戦国時代文化の基礎的編年」(前掲)四七三頁。また樋口隆康「虢國銅器考」(前掲)は、時代的まとまりのよさのほかに、蘇・芮等の小國の器とのまとまりを指摘する。

- ㉓ 史料としての信頼性に問題があるが、『今本竹書紀年』に、
幽王七年、虢人滅焦。

とある。この虢・焦は『漢書』地理志上弘農郡に、
陝、故魏國。有焦城、故焦國。

と云うように、陝―平陸の魏である。

- ㉔ 現在、登公簋A・B・C・Dとして同銘四器が知られている。その報告は、平頂山市文管会「河南平頂山市発現西周銅器」(『考古』一九八一年第四期)、「河南平頂山市又出土一件鄧公簋」(『考古与文物』一九八三年第一期)、「平頂山市出土周代青銅器」(『考古』一九八五年第三期)。

- ㉕ 『大系』一八〇鄧登伯鬲に「登字字形稍異、然以鄧登叔鬲例之、仍当是登。」に従う。

- ㉖ 中国社会科学院考古研究所澧西瓮棺隊「長安張家坡西周井叔墓發掘簡報」(前掲)。なお、本報告に登闕係器として登伯鬲(三代一〇・二七)を挙げるが、字形が異なり、本稿ではこれをとらない。

- ㉗ 『春秋』桓公七年に、
夏、穀伯綏來朝。鄧侯吾離來朝。

と見え、同年左伝に「春、穀伯・鄧侯來朝。」という。また『左伝』桓

公九年には、

巴子使韓服告于楚、請与鄧為好。楚子使道朔將巴客以聘於鄧。鄧南鄙鄧人攻而奪之幣、殺道朔及巴行人。楚子使薳章讓於鄧、鄧人弗受。夏、楚使鬬廉帥師及巴師圍鄧。鄧養甥・聃甥帥師救鄧。……鄧師大敗。鄧人宵潰。

という。

②⑨ 『左伝』 莊公六年

楚王文伐申、過鄧。鄧祁侯曰、吾甥也。止而享之。驪甥・聃甥・養甥請殺楚子。鄧侯弗許。……還年、楚子伐鄧。十六年、楚復伐

四 奠地の構造

ここでは表一の分類Ⅰの諸器によって奠地の構造を考えていきたい。まず免簠(三代六・五二)からみていこう。その銘文は、

王在周、令免作鬲土、鬲奠還繼眾與眾牧、(王 周に在り、免に命じて鬲土と作し、奠還の林と賁と牧とを鬲らしむ)

というものであるが、この奠還と同様の称として師族簠に、
王在滅成、……主呼作冊尹克、冊命師族曰、備于大左、官鬲豐還左右師氏、(王 滅成に在り、……王 作冊尹克を呼び、師族に冊命せしめて曰く、大左に備わり、豐還の左右師氏を官鬲せよ)

と豐還の名がみえる。この豐還におかれた左右師氏は、元年師免簠(三代九・三二)の左右走馬、師克盥(文物六二・六)の左右虎臣に類するものであり、有鬲・小子などと連称されることが多い。すなわち、令鼎(三代四・二七)に、籍田饗礼に際して、

王射、有鬲眾師氏・小子脚射、(王射す。有鬲と師氏・小子 脚射す)

と有鬲・小子とともに射儀を行うことがみえ、戮簠(陝西(一〇四)には、

鬲、滅之。

②⑩ 『左伝』 桓公十一年に鄭莊公夫人として鄭曼の名がみえ、同桓公十三年及び莊公四年には楚武王夫人として鄭曼の名がみえる。桓公十一年条杜注に「曼、鄧姓」といい、金文史料もこれに一致する(『大系』一七六鄧孟靈)。

②⑪ 陳繁『春秋大事表列國爵姓及存滅表誤異』(前掲) 冊三 肆 參 鄧の始封条。

②⑫ 周永珍「西周時期的応園、鄧國銅器及地理位置」、『考古』一九八二年第一期)。

或達有嗣・師氏奔走、御戎于駘林、磚戎馘、（或 有嗣・師氏を率いて奔走し、戎を駘林に禦ぎ、戎馘を磚つ）

と有嗣とともに軍事行動を行なうことを言う。このように結びつきの強い有嗣・師氏・小子などは、最近の木村秀海氏の研究によると、毛公鼎（三代四・四六）

王曰、……彼兹卿事寮・大史寮、于父即尹、命女鞫嗣公族孚参有嗣・小子・師氏・虎臣掣朕褻事、（王曰く、……この卿事寮・大史寮に及び、父において尹に即け、汝に命じて公族と参有嗣・小子・師氏・虎臣と朕が執事とを鞫嗣せしむ）

の銘文から卿事寮に属するものであると考えられる。^① また盍方彝

（王）曰、用嗣六自王行・参有嗣、鬲土・鬲馬・鬲工、（王曰く、用て六自の王行・参有嗣、鬲土・鬲馬・鬲工を嗣れ）

にみえる王行が師氏・小子・虎臣からなる周王の親衛部隊で、参有嗣とともに六自を構成していたのも氏の指摘される通りであろう。従って、盍還におかれた左右師氏は、卿事寮の配下にある六自の一部を構成するものであったと考えることができよう。「還」と称される施設はこのように西周王朝の軍組織の一部を内包するものであり、免簋の夙還についても表一 I B 夙大師小子侯父廩（三代五・一〇）の存在を傍証として、同様の組織があったことが想像される。^②

一方、夙還におかれた林・虞・牧について、同簋（三代九・一七）に、

王命同、差右呉大父、鬲易林呉牧、自流東至于溯、厥逆至于玄水、（王 同に命じ、呉大父を左右け、場・林・虞・牧を嗣らしむ。

流より東して河に至り、厥の逆は玄水に至る）

とあり、おそらくは洛水 downstream・渭水北岸に存在したであろう王領にも配されており、^③ 更には師毀簋（大系録九八）に、

白繇父若曰、……余令女死我家、鞫我西隔東隔僕駘百工牧臣妾、（伯繇父若く曰く、……余 汝に命じて我が家を死ぬしめ、我が

西隔東隔の僕駘・百工・牧・臣妾を鞫嗣せしむ）

とあり、伯繇父の私軍にも僕駘・百工・臣妾とともに配されている。^④ 『周礼』地官大司徒の属官である林衡・山虞・沢虞・

牧人に類する職掌をもつものであると考えられる。また表一 I B 夙牧馬受簋（断代内八四）の夙牧馬という官名は他に類例

をみないものであるが、林・虞・牧に近い職掌をもつ官と看做してよいであろう。^⑤ところで、これら所謂山林叢沢を管理するものが軍隊と強い結びつきを持つことは、南宮柳鼎（陝西^四）一〇五）

王呼作冊尹、冊令柳、嗣六自牧陽畎[□]、嗣蕤夷陽田史、（王 作冊尹を呼び、柳に冊命せしむ、六自の牧・場・虞・[□]を嗣れ、蕤夷の場・甸・史を嗣れ）

の銘文より明らかであり、当時の軍組織の経済的基盤を管理していたものと考えられる。^⑥以上のように考えることができらば、左右師氏がおかれていた豊還にも貧還と同様に林・虞・牧などが配されていたものと推測することができよう。それでは何故に免簠・師旅簠両銘の内容が異なるのであろうか。それは免・師旅の任じられた官が異なり、従ってその管轄する官の系統を異にするからであると考えられる。免が任じられた嗣土はまさに文字通り土地を管理する官であり、^⑦土地を直接管理する林・虞・牧の管轄を命ぜられるのは当然のこととしなければならぬ。一方、師旅簠の「大左に備わり」の意味は必ずしも明らかではないが、師氏を管轄する官位に就くことを言うものと考えられている。^⑧

以上、貧還・豊還にはその地を管理する林・虞・牧などと軍隊を構成する師氏が配されていたことをみてきた。そしてこの両者が軍組織を構成していたことは先に述べた通りである。貧還・豊還の「還」を郭沫若は苑と訓じ、苑圍の如きものを想定しているようであるが、むしろ「王領の直営地」とする白川静氏の見解が実態に近いように思われる。^⑨

ところで、免簠で免が任じられた嗣土の職掌は、貧還に配された林・虞・牧を管轄するといういわば特定されたものであった。しかしそれとは別に、金文史料には王朝の執政と考えられる参有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工がみられる。例えば、嗣馬井伯は第二章で述べたように井の本族として執政クラスの地位にあったと考えられ、揚簠（三代九・二四）に冊命儀礼の右者として登場する嗣徒单伯は、裘衞盃に執政として登場する单伯と同一人物或いは同族であり、春秋期に至っても周王の卿士としてみえる家系に属している。^⑩また無衷鼎（三代四・三四）に同じく冊命儀礼の右者として登場する嗣徒南仲は、『詩』小雅出車及び大雅常武にみえる周王の卿士南仲であろうとされている。^⑪西周期には同一官系はその地位の高下を問

わず同一官名で呼ばれていたことが既に指摘されており、従って免の任じられた嗣土は執政クラスの嗣土の管理下にある
 特定された職掌をもつ官名と考えられるのである。

このように特定された職掌を持つ嗣土・嗣馬・嗣工は、ほかにも例を見出すことができる。すなわち、

揚篋 王若曰、揚、作嗣工、官嗣量田甸果嗣庶茨果嗣寇果嗣工司、(王若く曰く、揚よ、嗣工と作り、量田の甸と嗣庶と嗣茨と

嗣寇と嗣工の司を官嗣せよ)

箴篋 王曰、箴、令女作嗣土、官嗣藉田、(王曰く、箴よ、汝に命じて嗣土と作し、藉田を官嗣せしむ)

のように、量田の諸官を管轄する嗣工や藉田を管轄する嗣土がそれであり、更に師類篋(通釈一五二)には旅閭(不詳)を管
 轄する嗣土が登場する。また官名の上に文字を冠してその職掌を特定する場合もあった。

晉壺 王呼尹氏、冊令晉曰、更乃祖考、作冢嗣土于成周八自、(王 尹氏を呼び、晉に冊命せしめて曰く、乃の祖考なむを更なぎ、成周八

自に冢嗣土と作れ)三代一二・二九

趙鼎 王若曰、趙、命女作緦自冢嗣馬、甯官僕射士噍小大又隣、(王若く曰く、趙よ、汝に命じて緦自の冢嗣馬と作し、僕射・士訊

・小大右隣を甯官せしむ)三代四・三三

にみえる冢嗣土・冢嗣馬の冢字の意味は明らかではないが、成周八自・緦自という軍組織にかかわる特定された職掌の嗣
 土・嗣馬をいうのであろう。^⑭ また、

師殯篋 王在周師嗣馬宮、格大室、(王 周の師嗣馬の宮に在り、大室に格る) 文物六四・七

敦篋 王在師嗣馬宮大室、即位(王 師嗣馬の宮の大室に在り、位に即く) 文物七九・二

によって師嗣馬の存在を知ることができ、更に、

豆閉篋 王曰、……用倅乃祖考事、嗣窆前邦君嗣馬弓矢、(王曰く、……用て乃の祖考の事を倅ぎ、窆前の邦君嗣馬・弓矢を嗣れ)

三代九・一八

によって邦君嗣馬が存在したことがわかる。表一IB永孟にみえる夙嗣土という官名もこれらと同様であり、嗣土の上に夙字を冠してその職掌を特定したものと看做しうる。夙は地名であるが、このように地名を冠する例としては、

康侯筮 王東伐商邑、延令康侯、鬻于衛、渣嗣土遼畷畷、(王 商邑を東伐し、命を康侯に徃し、衛に鄙せしむ。渣の嗣土遼とともに

鄙せり) 録遺一五七

があり、また豔嗣土幽亩(三代、二三・三〇)・尊(三代一・二九)の豔は旅鼎(三代四・一六)に豔白としてみえる地で、軍隊の駐屯地となっている。永孟の夙嗣土は、夙地の管轄という特定された職掌を持つ嗣土であり、或いは免簠で夙還の管理を命ぜられた嗣土がこれにあたるのかも知れない。続いて永孟の銘文をみていこう。

永孟の銘文は先に第二章で引いたが、ここで再び引用することにする。その銘文にいう。

益公内即命于天子、公迺出厥命、易臯師永厥田滄易洛、疆畷師俗父田、厥畷公出厥命、井伯・夔伯・尹氏・師俗父・趙仲、公迺命夙嗣土函父・周人嗣工厖・致史師氏邑人奎父・畢人師同、付永厥田、厥達舊、厥疆宋句。(益公内りて命に天子に即く、公迺ち厥の命を出だし、師永に厥の田を陰陽洛に賜與う。疆は師俗父の田に畷ぶ。夙の公と夙の命を出だすは、井伯・夔伯・尹氏・師俗父・趙仲なり。公迺ち夙嗣土函父・周人嗣工厖・致史師氏邑人奎父・畢人師同に命じ、永に夙の田を付せしむ。夙の率いるは舊、夙の疆するは宋句なり)

師永に田が賜与される際にかかわった人物が数多く登場するが、これらの人物は次のようなランクに分けることができる。

- (1) 益公・井伯・夔伯・尹氏・師俗父・趙仲
- (2) 夙嗣土函父・周人嗣工厖・致史師氏邑人奎父・畢人師同
- (3) 舊・宋句

(1)は益公を筆頭とする周王の執政、(2)はその下に位置する諸官、(3)は実際に土地の疆界設定を行なう者である。(2)の傍線A部に先程言及した夙嗣土が登場するのだが、まず傍線Bを附した部分から考えていこう。

傍線Bの部分は、官名(致史師氏)―某人―名という称謂である。これと同様の称謂をもつものとして、

裘衛簋 参有鬲・鬲土敷邑・鬲馬單解・鬲工邑人服

五祀衛鼎 参有鬲・鬲土邑人趙・鬲馬頰人邦・鬲工陶矩

を挙げることができる。この二例はともに井伯・单伯などの執政の命令をうけており、永孟の(2)と同様の地位にある参有鬲である。ところで、永孟にみえる畢人師同の畢は、文王の子の封地と伝えられる所であり、^⑩金文史料にも献簋(三代六・五三)に「畢公冢」・段簋(三代八・五四)に「王在畢」としてみえる。従って畢人師同とは畢出自(或いは所屬)の師同という人物と看做すことができる。邑人奎父についても同様であったと思われるが、邑と称する地を求め難く、^⑪或いは土地の名ではないのかも知れない。しかしいづれにせよ、「邑人」と称することで「畢人」と同様にアイデンティファイが可能なのであり、「邑」は固有名詞かそれに進ずるものであったことは間違いない。^⑫永孟傍線B部は、致史師氏という官名を持つ「邑」人の奎父と畢人の師同ということになる。

これに対して傍線Aの部分は、某―官名―名という称謂である。奠鬲土については、先に述べたように奠地を管轄する鬲土と考えられるのであるが、問題は周人鬲工層の理解である。傍線B部と同じように、鬲工という官名を持つ周人の層と読める可能性も無いことはないが、同一銘文上で異なった書式で書かれている以上、傍線B部とは異なる称謂、すなわち鬲工という官名の上に「周人」を冠してその職掌を特定したものと考えるのが順当であろう。今、周人鬲工と同じく某人―官名という称謂を集めてみると、

邑人虎臣 (師西簋 三代九・二二～二四)

邑人先虎臣 (詢簋 文物六〇・二)

邑人師氏 (師殳簋)

邑人善夫 (此鼎 陝西(一)一九六～一九八、此簋 陝(一)一九九～二〇六)

邑人倭小臣善夫守□官犬、貧人善夫官守友（師農鼎 大系録九九）

夫人有爾眉旬解……（散氏盤）

の六例を得ることができる。邑人に関するものが多いことに興味を引かれるが、まずは師酉簋の邑人虎臣と詢簋の邑人先虎臣からみていこう。両銘にみえる虎臣が周王側近の親衛部隊であることには異論がないであろう^④。従って邑人虎臣とは「邑」人によって構成された（或いは「邑」人出自の）親衛部隊の意味であり、これが両銘において諸夷と並奉されることから、複数の人間によって構成された団体を意味することも容易に諒解される。ところが、此鼎・簋の邑人善夫をこれと同様に「邑」人によって構成された善夫（たち）」と解釈することはできない。善夫は大克鼎（三代四・四〇）や大簋（三代九・二五）などにみえるように、王命の出入を担当する官であり、それが「邑」人によって構成された団体であったとは考え難いのである。それでは永孟傍線B部の邑人奎父のように「邑」出自の善夫（某）」と読めるかという点、それも読めない。というのは、此鼎・簋に「邑人善夫に旅となれ」とあり、この邑人善夫を特定の個人とは考えられないからである。従ってこの邑人善夫は「邑」人を管轄する善夫」の意味に解さざるを得ないと思われる。善夫山鼎（文物六五・七）に、

令女官爾飲獻人于堯、（汝に命じて飲獻人を堯に官爾せしむ）

と、「飲獻人」の管轄を善夫山に命じているのを傍証とすることができよう。今みてきたように、某人―官名には二種の意味があるわけだが、永孟の周人爾土扃は後者に属し、「周人を管轄する爾工たる扃」と理解すべきであろう。爾工とは民人の労役を管理する官であり、周人爾工という官名はその職掌が周人の管理に特定されたものであることを示すものである。また邑人善夫も同様に特定された職掌をもつ官名であり、中央の公族寮の配下にあつたものと思われる^⑤。

次いで師農鼎をみていこう。この器は表一IBに分類してあるものだが、そこにいる貧人善夫は邑人善夫と同様、「貧人を管轄する善夫」の意であり、特定された職掌をもつ官である^⑥。この貧人については、申簋（考古与文物八三・二）に、

王命尹、冊命申、更乃祖考、疋大祝、官爾豊人眾九盛祝、（王 尹に命じ、申に冊命せしむ。乃の祖考を更ぎ、大祝を疋け、豊人と

九盞祝とを官嗣せよ）

と豊人の称がみえ、貧還―豊還と同じく貧人と豊人との対応関係をみとめることができる。卯筵（三代九・三七）「莽宮莽人」や伊筵（三代九・二〇）「康宮王臣妾百工」のように特定の施設に所属しその経済的基盤を担っていた民人の存在を例にとれば、それぞれ貧還・豊還に所属する民人と考えられるかも知れない。

以上、表一の諸器の銘文を中心として貧地の構造をみてきた。ここでそれをまとめると、貧には貧還と称される周王の直轄領がおかれ、嗣土（貧嗣土？）に管轄される林・虞・牧などが配されてその地の経営にあたった。また師氏などの軍旅もおかれ、全体として軍組織を構成していたものと考えられる。更に、おそらくは貧還に所属する民人を管理するものとして貧人善夫が存在していた。貧還は周王の直轄領として少なくとも以上のものを内包しているわけだが、その周辺（あくまでも理念的な意味）には第二・三章でみた貧井叔・貧虢仲・貧登伯・叔などの内・外服諸侯の分族が存在していたものと思われる。表一ⅡA康鼎に、

王在康宮、燮伯内右康、王命、死嗣王家、（王 康宮に在り、燮伯内りて康を右く。王命ず、王家を死嗣せよ）

とあり、これら諸氏の分族は何らかの形でこの王領の管理にかかわっていたことを示している。そして、これと同様の構造が豊にも存在したのであろうことは、

貧還――豊還

貧人――豊人

貧井叔――豊井叔

という両地の対応関係から十分推測しうることであり、更には周人嗣工という官名の存在から、周地も同様であったのではないかと考えられる。また、第二章でみた貧井叔と豊井叔との対応関係がこの章において異なった史料で確認されたことから、第二・三章で登場した豊以外の地、すなわち戚・城の地も同様の構造をもつものと考えることができる。このよ

うにいくつもの地に同様の構造を想定しうることは、一体何を意味しているのであろうか。章を改めて考えていきたい。

- ① 木村秀海「西周官制の基本構造」(『史学雑誌』第九四編第一号 一九八五年)及び「六官の官構成について―益方尊銘文を中心に―」(『東方学』第六十九輯 一九八五年)。
- ② 「大師小子」の称谓は、西周後期の師望鼎(三代四・三五)・伯公父簋(陝(三)九四)に見える。木村秀海「西周金文に見える小子について―西周の支配機構の一面―」(『史林』六十四卷六号 一九八一年)七九〇―七九二頁を参照されたい。
- ③ 『通釈』一五〇同段。
- ④ 『大系』一一四師段。
- ⑤ 「断代」(内八四鄭牧馬受段蓋に、「牧馬当是官名、僅見此器。周礼司馬有『圉師、掌教圉人養馬』、当属牧馬之官。』と言ふ)。
- ⑥ 西周期の軍組織については、屯田制と考える于省吾と郷遂制との関係で理解しようとする楊寛との間に、于省吾「略論西周金文中的『六自』和『八自』及其屯田制」(『考古』一九六四年第三期)・楊寛「論西周金文中『六自』『八自』和郷遂制度的關係」(『考古』一九六四年第八期)・于省吾「關於『論西周金文中六自八自和郷遂制度的關係』一文的意見」(『考古』一九六五年第三期)・楊寛「再論西周金文中『六自』和『八自』的性質」(『考古』一九六五年第一〇期)という論争がある。当時の軍組織が土地の経営にかかわっていたことは、その形態に関しては説を異にするが、両者一致する所である。また伊藤道治「益方銘考」(『神戸大学文学部紀要』6 一九七七年)もこの問題に言及する。
- ⑦ 伊藤道治「参有鬲考」(前掲)。
- ⑧ 郭沫若「長安東張家坡銅器群銘文匯釈」(『長安張家坡西周銅器群』一九六五年)、『通釈』一四〇師段一など。
- ⑨ 『大系』九〇免簋に「還当說為苑」という。また郭沫若「長安東張家坡銅器群銘文匯釈」(前掲)。
- ⑩ 『通釈』一四〇師段一。また「西周史略」第四章『通釈』四七轉一九七七年)九六〇―九七頁などにも「王室直領地」への言及がある。
- ⑪ 楊樹達『積微居金文說』九一頁 揚段跋。
- ⑫ 『大系』一五一無車鼎。
- ⑬ 郭沫若「周官質疑」(『金文叢考』 人民出版社 一九五四年)一六善夫条に「余謂善夫・膳夫、古均名善夫、而職有上下之別、後嫌名混遂析為二名。」という。また木村秀海「西周官制の基本構造」(前掲)四三頁。
- ⑭ 伊藤道治「参有鬲考」(前掲)。
- ⑮ 『通釈』一四康侯段に「藩の地の司土の職にある遂」と解するのに従う。
- ⑯ 拙稿「西周土地移讓金文の一考察」(『東洋史研究』第四十三卷第一号 一九八四年)注②。
- ⑰ 『左伝』僖公二十四年に、
管・蔡・鄆・魯・衛・毛・聃・邾・雍・曹・滕・畢・原・鄭
とあり、杜注に「畢國在長安東西北」と言う。
- ⑱ 伊藤道治「永孟銘考」(前掲)は、邑を「特定の地名」と考え、武功県一帯の地にあったのであろうとする。しかし、氏も認められるように、「逸周書」に邑考という人物の名が見える以外に文献史料が存在せず、邑と称する地を求めることは困難である。
- ⑲ 金文史料には「邑人」のほか「五邑」という表現が見える。殺盤(文物七九・二)「五邑」・鄭盃(大系録一四八―一四九)「五邑祝」・元年師兌簋(三代九・三一―三二)「五邑走馬」・柞鐘(陝西(一)一五六

く一六三)「五邑甸人」がそれである。この「五邑」の名義については、「邑」との関係を含めて、現段階では私見を持たず、保留しておく。

⑳ 郭沫若「周官質疑」(前掲) 十四左右虎臣条。

㉑ 此鼎・簋「旅邑人善夫」の「旅」は、『通釈』補一「裘衛盃附此鼎に既に指摘するように、『周礼』天官宰夫

掌百官府之徵令、弁其八職、……四曰旅、掌官常以治数

の鄭注に「旅、辟下土也。」という意味であろう。

㉒ 散氏盤・師賁盤の例は、前者すなわち出自(或は構成員)を示すものであろう。

㉓ 伊藤道治「参有鬲考」(前掲) 三三四頁。

㉔ 木村秀海「西周官制の基本構造」(前掲)。

㉕ 師賁鼎「邑人佳小臣善夫」には様々な解釈がある。『大系』・『通釈』

五 「王在奠」の意味、及び西周王朝の構造

ここでは表一I-Aに分類した「王在奠」について考えていきたい。郭沫若が「王在奠」が「王在周」と同例であること
によって、臣瓚の「周は穆王より以下、西鄭に都す」という説を支持したことは序言で述べた通りであるが、「王在某」
という金文史料を検討することによってそのことを検証してみたい。

金文史料で「王在某」という例は、現在の所百例以上存在している。全例をここに示すことは控えるが、冊命儀礼にか
かわるものが約半数を占め、そのほかでは蔑曆・饗醴などの儀礼、遠征途中の周王の居所などがあり、更には冊生簋(三
代九・一四)一六「佳正月初吉癸巳、王在成都、格伯取良馬乘于冊生、(佳れ正月初吉癸巳、王 成周に在り。格伯 良馬
乘を冊生に取る)」のように大事紀年と看做しうるものも存在する。また「王在某」といわれる地をみると、冊命儀

・伊藤道治「永孟銘考」(前掲)・木村秀海「西周官制の基本構造」(前
掲)の解釈を示すと次のようになる。

『大系』 □人乎小臣・善夫

『通釈』 □人の小臣善夫

伊藤 邑人たるこれ小臣・善夫

木村 邑人善夫(善夫はかつて小臣と称されていた)

この称は此鼎・簋に「邑人善夫」の官名が見えること、更に師賁鼎に
「奠人善夫」の官名が見えることから、邑人と善夫の間に「佳小臣」
の語が挿入されたものと考えられるべきであろう。但し、その場合、
木村氏のように「邑人善夫(小臣)」と解釈する以外に「邑人(小
臣)善夫」と解釈しうる可能性がある。金文史料中の「邑」の理解を
含めて、今後の検討がまたれる。

表五

	宗 周	成 周 (新邑)	周	葵 京	豊	蒿
吳 大 激 王 国 維 郭 沫 若 陳 夢 家 黄 盛 璋 白 川 靜 後 藤 均 平	鑄 京 鑄 京 岐 周 鑄 京 鑄 京	洛 邑 洛 陽 洛 邑 (灑水東) 洛 邑 (庶殿のある所) 洛 邑 中 心 の 邙 南 洛 北 一 帯	洛 陽 王 城 (灑水西) 鑄 京	鑄 京 蒲 坂 (方) 豊 京 鑄 京 豊 的 郊 区 (方) 豊 地 辟 雍	豊 沛 の 豊 豊 邑 豊 京 豊 (地 の 大 名)	鑄 京 鑄 京 鑄 辟 雍
陳 雲 篤 宗 德 生 張 愆 銜 劉 雨 錡	鑄 京 鑄 京	洛 邑	岐 周	鑄 京 豊 邑 豊 京 鑄 京 幾 十 里 的 範 圍 内 (方)	豊 京 豊 京	? 鑄 京 鑄 京
尹 盛 平	鑄 京	洛 陽	岐 周			

礼などに登場する某宮・某廟などの例を除いて、減庶(蔡簋^②・師旃簋)・下減庶(長由盃)・杜庶(師虎簋)など「庶」と称される周王の行屋や、成白(小臣單觶^④)など「白」と称される軍の駐屯地がある。更に地名としては奠のほかに、畢(段簋)・斥(趙卣・鬲卣・折觥^⑤)・華(命簋^⑥)などの例や、宗周・成周(新邑)・周・葵京といった王「都」とされる地がみえる。

ところで、西周の「都」については、今のべた宗周・成周(新邑)・周・葵京のほかに豊・蒿を加えて、それらの地名比定が重要な問題とされている。この問題に関する論考は数多く存在し、議論も多岐にわたるものであるが、地名比定のみを表示すると表五のようになる。すべての論考を網羅しているのではないが、一応の目安とすることはできるであろう。^⑦

成周(新邑)を、成周と王城の理解はおくとしても、現在の洛陽附近に比定することは問題がないであろう。宗周については、陳氏がこれを岐周の地にあてているが、^⑧既に後藤均平氏にその批判があり、これを武王以下が都したとされる鑄京に比定することも問題がない。豊は、本稿で既に述べたように周王の直轄領と考えられる豊遷の所在地である。文王の旧都鄴に比定するのはよいとしても、都邑というよりも寧ろ空間的ひろがりを持った地名と看做すべきであり、白川氏が地の大名とされるのに従っておく。蒿は金文史料では徳方鼎(文物五九・七)

佳三月、王在成都、社城福自蒿、咸、王易徳貝廿册、用作宝璋彝。(佳れ三

月、王 成周に在り。貳の福に待して蒿よりす。威おびる。王 徳に貝廿朋を賜う。用て宝障彝を作る)

の一例が知られるのみだが、周原甲骨(H一・二〇)に「祠、自蒿于壺」、同(H一・一一七)に「祠、自蒿于周」とあり、成周や周と並挙される地であることがわかる。鎬京の鎬と考える説に従ってよいようである。莽京については、莽字の隸定を含めて多くの議論がある。ここではその問題に立ち入らないが、莽京に存在する璧雍(羨尊)・学宮(静簋)・大地(静簋・適簋^①)などの施設は他処にみられないものであり、他の地名とは趣を異にした称であるように思われる。周については、前章で奠・豊と同構造の地と考えられることを述べた。その地望比定については、宗周或いは成周の略称とする説と岐周とする説が存在している。先に引用した周原甲骨「祠、自蒿于周」が岐周の周原遺址から出土していること、召陳村・鳳雛村の「宮廟」址や窖藏銅器の出土などからみて、岐周の地が西周末期まで機能していたと考えられること、更に扶風莊白家窖藏より出土し、敝史家族器として知られる史墼盤(陝西(二四)に、

孚武王既弋殷、敝史刺祖迺来見武王、武王則令周公、舍寓于周卑处、(武王において既に殷を弋つ。敝氏の烈祖迺ち来りて武王に見す。武王則ち周公に命じ、寓を周に舎えて処らしむ)

ということから、周を岐周の地と考える劉雨・尹盛平氏等の見解に従っておきたい。

ところで、「王在某」の銘文は西周全期を通じて存在するものであり、そのことは逆に西周全期を通じて周王の所在地が関心の対象となっていたことを示している。いわば周王は「都」とされる地を含めて数多くの地を、様々な目的・必要に応じて巡っていたわけであり、これらの地は王朝の政治的・軍事的拠点として機能していたものと考えられることができる。本稿の対象である奠もその中の一つであったわけだが、奠遷の存在からも窺えるように、王朝にとって重要な地であり、更に前章で述べたように周王の「都」とされる豊・周の地と同様の構造を持った地であったと推定されるのである。従って、この意味において鄭を周王の「都」とする臣瓚の説は成立しうる可能性を持ち、これを支持して「離宮別苑」の存在を考えた郭沫若の説を承認することができるのである。しかし、このことは臣瓚説を全面的に認め、それと対立する顔師

古説を斥けることを意味するものではない。奘が周王の「都」であったことと鄭桓公始封地の問題は切り離して考えるべきものであり、二者択一の問題ではない。これについては稿を改めて考えてみたい。

以上、「王在奘」の銘文を手掛りとして、鄭を周王の「都」とする臣瓚説がある意味において成立しうることを述べてきた。ここで改めて前章までの考察を踏まえ、西周王朝の構造について考えられることを述べていきたい。

第四章で述べたように、奘には周王の直轄領と考えられる奘還が存在し、そこにはその地を管理する諸官と師氏などの軍旅がおかれ軍組織を構成していた。更にその周辺には内・外服諸侯の分族が配され、何らかの形でその地の経営にかかわっていたものと思われる。豊井叔などの他の分族の称谓及び「王在某」の銘文などによれば、奘と同様の構造を咸・城の地や王「都」とされる豊・周及び宗周・成周にも想定することが可能であり、更には「庶」と称される周王の離宮・行屋や「自」と称される軍隊の駐屯地も同様であったと考えることができる。もちろんこれらの地がその機能・規模においてそれぞれ異なることは言うまでもなく、すべてが完全に同構造であったと主張するつもりはない。所謂首都としての宗周が最も多くの機能と大きな規模をもち、従って最も重要で大規模な組織を備えており、所謂副都の成周がこれに次ぎ、順次その機能・規模に応じてそれに必要な組織を備えていたのであろうと考えられる。しかし、これらの地はすべて西周王朝の政治的・軍事的拠点として機能していたのであり、この意味においてすべてを同一のレベルのものとして扱うことができる。更には奘還・豊還の構造や当時の軍が経済的基盤までを含んだ組織であったことを考えれば、それぞれが王朝の経済的単位となっていたと位置づけることも可能であろう。これらの地の構造をやや理念的に示せば、巡り来る周王を中心としてその周辺にその地を管理する諸官や軍旅が配され、更にその周辺に内・外服諸侯の分族が配されるという同心円構造として理解することができる。

周王はこれらの地を様々な目的・必要によって巡るわけだが、同時にこれらの地に配された諸官は、第四章で述べたように、その官系によって中央の卿事寮・公族寮の配下におかれており、政治的に統合されたものとなっていた。王朝の政

治的・軍事的拠点であるこれらの地は、王朝の諸官を担当する内服諸侯の所領とともに、周王の直接統治下にある王畿を形成しているのである。そしてこの王畿の地を理念的にとらえれば、周王を中心としてその周辺に執政をはじめとする諸官、さらには内服諸侯が配されるという構造を考えることができる。

更にこの王畿の周辺に、周王の「蕃屏」として外服諸侯が「封建」されていた。外服(四方)の地に周王の命令が及ぶことは、令彝

佳十月月吉癸未、明公朝至于成周、循令、舍三事令、眾卿事寮眾諸尹眾里君眾百工眾諸侯侯田男、舍四方令、既威令、(佳)れ十月月吉癸未、明公朝に成周に至る。命を循し、三事の命を舍く。卿事寮と諸尹と里君と百工と諸侯の侯・甸・男とともに、四方の命を舍く。既に威く命す)

によって知ることができるが、その政治的・軍事的影響力は漸時弱まっていったものと思われる。王朝の勢力拡大が西周中期をピークとし、それ以後は寧ろ後退せざるを得ず、その結果東方・南方の諸侯と王畿との間に断絶が生じたことは既に指摘されている^⑤。また宣王が魯の侯位継承に干渉したため、諸侯が王命に咄くようになったと伝える『国語』周語上の記事も周王の外服諸侯に対する影響力の低下を窺わせるものである^⑥。外服の地までを含めた王朝の支配領域は、『詩』小雅北山に、

溥天の下、王土に非ざるは莫し、率土の浜、王臣に非ざるは莫し。

とあるように、イデオロギー的なものとならざるを得なかったのである。しかし、この外服の地までを含む王朝の支配領域も、周王を中心として内服の地があり、その周辺に外服諸侯が配されるという同心内構造として理解することができるであろう。

以上、夙などの地・内服の地・外服の地をそれぞれ周王を中心とした同心円構造としてとらえてきた。これらはいわば三つのレベルとして王朝の領域を構成しているわけであり、この各レベルをつなぐものとして第二・三章で述べた各氏族

の血縁関係が機能していたと考えることができる。井氏は夙井叔・咸井叔—内服諸侯の井本族—外服諸侯の井侯という関係を持ち、虢氏は夙虢仲・城虢仲—内服諸侯の虢本族の關係、登は夙登伯・夙登叔—外服諸侯の登國という関係を持っていた。そしてこれら各氏族が周王と血縁関係或いは擬制的なそれを持つことにより、先の三つのレベルを結びつける機能を持つ各氏族の血縁関係は、周王を中心とする王朝に、官系統とは別の政治的・社会的な統一性を与えていたものと考えられるのである。

- ① 「王在某、……格某」という例が約半数を占める。また単に「王格某」とのみいうものはこの数に含まれない。
- ② 蔡盥(大系録八七)。
- ③ 「断代」(句七〇)長由蚕に、「金文之庶、即說文之『虞、行屋也』」
と云う。
- ④ 小臣單罈(文物八一・九)。
- ⑤ 趙卣(三代一一・三四)、景卣(三代一三・四〇)、折航(文物七八・一一)。
- ⑥ 命盥(三代八・三一)。
- ⑦ 本表の参照した論考は次のとおり。吳大澂『說文古籀補·附録』(一八八四年)、王國維『玉卣銘考積』(『觀堂古今文考積』·『周秦京考』)、『觀堂集林』、郭沫若『大系』·『臣辰盞銘考積』(『金文叢考』)、「由周初四器の考積談到殷代已在進行文字簡化」(『文物』一九五九年第七期)、陳夢家『断代』、黃盛璋『周都豐鎬与金文中的荏京』(『歷史研究』一九五六年第一〇期)、又『歷史地理論集』(一九八二年)·「關於金文中文的『荏京(荏)、嵩、豊、邦』問題弁正」(『中華文史論叢』一九八一年第四輯)、白川靜『通釈』、後藤均平『成周と王城』(和田博士古稀記念東洋史論叢一九六〇年)·「王才成周考」(『東洋學報』第四四卷第三期 一九六一年)、陳雲鸞『西周荏京新考』(『中華文史論叢』一九八

- 〇年第一輯)、宗德生『西周荏京新考』質疑』(『中華文史論叢』一九八一年第四輯)、張懋鎔『鎬京新考』(『中華文史論叢』一九八一年第四輯)、劉雨『金文荏京考』(『考古与文物』一九八二年第三期)、尹盛平『試論金文中的『周』』(『考古与文物』叢刊第三号 一九八三年)。
- ⑧ 「断代」(二)に、「西周金文の都邑」と題して西周諸「都」に関する見解が述べられている。宗周については、「宗廟所在、在此朝見、即武王時的周。在岐山。」(一四一頁)と云う。
- ⑨ 王字信『西周甲骨探論』(一九八四年)に諸説が紹介されている。
- ⑩ 静盥(三代六・五五)。
- ⑪ 通盥(三代八・五二)。
- ⑫ 青銅器の窖藏は、一般に厲王奔虢・犬戎入侵の時期とされる。但し、詳細に検討すると、同一人の器群が複数の窖藏或いは窖藏と墓葬とに分散する例や、削銘の例が見られ、一層複雑な経緯を経て埋藏されたものと推測される。
- ⑬ 三式癸鐘(陝西(二)五九〇六四)に同趣旨の文として、
孚武王既戎股、敷史刺祖、采見武王、武王則令周公、舍寓以五十頌処。
という。「五十頌処」の意味は明らかでないが、何らかの土地の単位であろう。

⑭ 林巳奈夫「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」『東方学報』（京都）第五十五冊 一九八三年。

⑮ 伊藤道治「中国古代王朝の形成」第二部「西周史の研究」二八五頁

結語。

⑯ 『國語』周語上に、

魯武公以括与戲見（宣）王、王立戲。樊仲山父諫曰、……王卒立之。魯侯婦而卒、及魯人殺懿公（戲）、而立伯御（括）。三十二年春、宣王伐魯、立孝公。諸侯從是而不睦。とある。

結 語

本稿は魯関係金文の分析を中心とし、そこから得られた知見に基づき西周王朝の構造に言及したものである。しかし、これは序言で示した問題の半分を扱ったものに過ぎない。序言で示した問題とは、鄭桓公始封に関する臣瓚・顔師古両説の対立に端を発するものであり、鄭桓公始封に全くふれることはなかった本稿は、この意味において完結してはいないのである。

鄭桓公始封の問題は、始封の時期・場所及び東遷期における鄭の役割などによって、直接東遷期の理解につながるものであり、更に言えば西周期と春秋期に関する理解そのものにも影響を与えるものである。西周期と春秋期とは何が共通し何が異なるのか、西周期を特徴づけるものは何であり、春秋期のそれは何か。本稿はこの問題を考えるための一つの準備作業に過ぎない。

本稿は多くの保留と推測を用いたものであり、また作業仮説として類型化の方法を多用した。史料の理解を含めて大方の御批判を仰ぐ次第である。

本稿での略称は次の通り。

『巖窟』 梁上椿『巖窟吉金図録』（一九四三年）。

『故宮』 国立故宮中央博物院聯合管理处『故宮銅器図録』（一九五八年）。

『三代』 羅振玉『三代吉金文存』（一九三六年）。

『上海』 上海博物館『上海博物館藏青銅器』（一九六四年）。

『陝西』 『陝西出土商周青銅器』（一）～（四）（一九七九～八四年）。

『大系』 郭沫若『西周金文辭大系圖録考釈』（一九三五年）。

「断代」 陳夢家『西周銅器断代』（《考古學報》第九一四冊 一九五

五～五六年）。

『張家坡』 中國科學院考古研究所『長安張家坡西周銅器群』（一九六五

年）。

『通考』 容庚『商周彝器通考』（一九四一年）。

『通釈』 白川靜『金文通釈』（『白鶴美術雑誌』第一一五六輯 一九六

二～八四年）。

『綴遺』 方濬益『綴遺齋彝器款識考釈』（一九三五年）。

『録遺』 于省吾『商周金文録遺』（一九五七年）。

（京都大学研修員）

A Study on *Dian* 鄭 (奠) during *Xi Zhou* 西周 Period

by

Yoshinori Matsui

We can find names of *Dian Jing Shu* 奠井叔, *Dian Guo Zhong* 奠虢仲, *Dian Deng Bo* 奠登伯 and so on, in *Dian* during *Xi Zhou* period. They were by names that combined the place name of *Dian* with *Jing Shu* 井叔, *Guo Zhong* 虢仲 and *Deng Bo* 登伯 as well as *Xian Jing Shu* 咸井叔, *Feng Jing Shu* 豐井叔 and *Cheng Guo Zhong* 城虢仲. By existence of these names that contain place names, we can know that the branch families of *Nei Fu* 内服 *Wai Fu* 外服 feudal lords lived in these places. And we can suppose that in *Dian* there was *Dian Huan* 奠還, a direct management of *Zhou* 周 kings, which some public offices controlled, and around it there lived branch families of *NeiFu WaiFu* feudal lords. Moreover, *Dian* had the same structure as *Feng* 豐, *Zhou* etc. which were called “capitals” of *Zhou* kings, and it was the place equal to kings’ “capitals” as a political and military base of *Xi Zhou* dynasty. So we can argue that *Xi Zhou* dynasty had, as it were, the threefold structure that *Wang Ji* 王畿 (*NeiFu*) were built up around kings’ “capitals” and around them, *WaiFu* feudal lords were given fiefs. And by existence of branch families of *NeiFu WaiFu* feudal lords in *Dian*, *Feng* etc., we can infer that blood relationship of each clan connected these three structures one another.

The Establishment of the Ex-emperor’s Government in the View of the Court Noble’s Proceeding-system

by

Kei Mikawa

It is in the golden age of the rule of the Regency, the age of *Michinaga* 道長 and *Yorimichi* 頼通, that the Regent Family assumed